

アライグマ捕獲の手引き

箱わな設置マニュアル

下妻市

令和5年4月

1. アライグマについて

外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものとして指定された特定外来生物です。特定外来生物は飼育・栽培、運搬、保管、輸入、譲渡等が規制されています。

原産地：北米及び中南米原産で、日本では 1970 年代に飼育個体の逃亡や遺棄などにより自然繁殖しました。全国で生息が確認されています。

形態：タヌキによく似ていますが、眉間の黒い筋や尾の縞模様、手足の形状が異なります。成獣では頭胴長 40～60 センチ、尾長 20～40 センチ、体重 2～12 キロ。リング状の縞模様がある長い尾が特徴です。（以下の写真参照。）

食性：雑食性。環境の状況に柔軟に対応して様々な餌を食べます。

繁殖：発情・交尾期は 2～3 月で、約 2 ヶ月の妊娠期間後に平均 3～5 頭の子を出産します。なお、茨城県での出産数の平均は 4.52 頭です。

行動：一般的に夜行性で、冬眠しません。幅広い生息環境に適応します。

その他：足指が長く前足を器用に使うことができ、木登りや泳ぎが得意です。成獣になると気性が荒くなり、力も強くなります。



形態的に類似した種との識別点

タヌキ

- ・前肢から肩にかけて黒い帯がある。
- ・四肢は黒色。
- ・指は4本で、イヌに似ている。



顔の模様

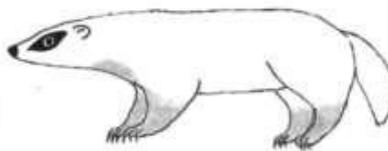


足跡 (後) (前)



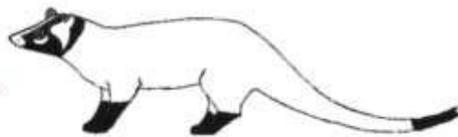
アナグマ

- ・四肢は短く、褐色か黒色。
- ・耳は小さく先端が丸い。鼻が大きい。
- ・指は5本で、湾曲した長い爪がある。



ハクビシン

- ・尾が長く、体の長さとはほぼ同じ。
- ・鼻から後頭にかけて白い帯がある。
- ・指は5本。



アライグマの特徴

- ・体重は4～10kg。
- ・尾を含めた長さは60～100cm。
- ・尾の黒い縞模様(5～7本)が大きな特徴。
- ・指は5本で、細長い。
- ・爪は短く、湾曲しない。



顔の模様



足跡 (後) (前)



「特定外来生物 同定マニュアル 哺乳類」(出典：環境省)

茨城県内では近年、アライグマの目撃情報や捕獲数が増加の傾向にあります。

アライグマは日本では天敵がなく、雑食性で強い繁殖力を持っていることから、このままでは急激に個体数が増加し、生態系や生活環境への被害が急速に拡大することが懸念されています。

そのような状況に対し、茨城県では外来生物法に基づいた「茨城県アライグマ防除実施計画」を策定し、駆除を行っています。この計画に基づいて、本市も県と連携・協力しながら防除を進めています。

2. アライグマチェックシート

あなたの周りで該当する項目について、チェック欄に○をつけて下さい。

身近にいる可能性があります！

	項 目	チェック欄
1	建物のまわりや側溝などに5本指の足跡がある。	
2	庭にある果樹が荒らされている。	
3	池の鯉や飼っている鶏が食べられた。	
4	飼い犬や飼い猫のエサが食い荒らされている。	
5	中型犬ぐらいの動物が屋根の上で動いていた。	
6	タヌキのような動物を目撃したが、尾に縞模様があった。	
7	冷蔵庫の中を何者かに荒らされた。	

畑を荒らしているのはアライグマかも！

8	田・畑・ビニールハウスなどに5本指の足跡がある。	
9	トウモロコシが根元から倒されて皮を剥いて食べられていた。	
10	スイカに丸い穴が開いて中身が空になっていた。	
11	トマト・ブドウ・ラッカセイ・イチゴなど今までなかったような農作物被害がある。	

家や空き家、寺社などに住み着いている可能性があります！

12	建物のまわりに5本指の足跡がある。	
13	柱や戸袋、雨樋に5本指の泥のついた足跡や爪痕があり、上部に上がっている。	
14	軒下や屋根の一部が壊されている。	
15	天井にシミができた。	
16	天井から雨漏りのように水滴が滴ってくる。	
17	天井裏でこれまで聞いたことがないような大きな足音がする。	
18	天井裏からクルクルという、甲高い鳥のような声が聞こえる。	
19	天井裏に犬の糞のようなものが大量にある。	
20	室内やお堂の内部のろうそくが倒され、荒らされた。	

該当する内容が1つでもあったら、アライグマが来ていたり、住み込んでいる可能性が高いのでご注意ください。アライグマを目撃したり、天井裏で大きな足音が聞こえたら、下記まで相談し、なるべく早く対策をとりましょう。

◆生活環境被害（家屋侵入、家庭菜園被害等）⇒環境課（☎43-8234）

◆農業被害（営農者の農作物被害等）⇒農業政策課（☎44-0729）

3. 箱わなの貸出について

次の場所で、捕獲用の箱わなを無料で貸し出していますのでご相談ください。

◆生活環境被害⇒環境課（☎43-8234）

◆農業被害⇒農業政策課（☎44-0729）

※開庁日に限ります。数に限りがあるため、貸出状況によっては順番待ちになる場合があります。

※貸出の際のお車は、汚れ防止のため新聞紙などを敷いていただくか、軽トラックなどでお越しいただくことをお勧めします。お車がない場合は、運搬しますのでお申し出ください。



4. 捕獲作業に際しての安全について

（1）人と動物の共通感染症

野生動物は、人獣共通感染症の細菌・ウイルス・寄生虫などを持っている可能性が高いです。唾液や糞便等により感染しますので、かまれたり、爪でひっかかれたりされないように十分注意してください。

（2）感染予防等のために

- 作業は厚手の手袋をつけ、肌を露出しない服装で行ってください。作業終了後は、手洗いによる殺菌消毒を行ってください。
- 子どもがいたずらをしないように注意してください。
- 鳥獣を直接手などで取り押さえる行為は大変危険なので、絶対しないでください。
- 捕獲された鳥獣は興奮状態にあり、大変危険なので、むやみに近づいたり、手を出したりしないでください。

※万が一、捕獲の際に怪我をしたり、体調が悪くなった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。その際は、アライグマの捕獲を行った旨を伝えてください。

5. 箱わなの設置と設置後について

(1) 箱わなの設置場所

被害が多発している付近の端やアライグマがいた形跡がある所の隅で、隠れて安心して食べられる場所に設置してください。

☆箱わなの上や横を板等で囲い、安心して食べられる工夫もしてみましょう。

☆数日間設置しても捕獲されない場合は、場所を移動してみましょう。

☆箱わなの周りに落ち葉、布、ヒモ、シートがあるときは、取り除いてから設置してください。

(個体が箱わなの中に引き込み大変なことになります。捕獲後もシート等を被せないでください。)

(2) 餌について

雑食ですが、スナック菓子や果物で糖度の高いものを好みます。特に「キャラメル味のスナック菓子」や「揚げパンにピーナッツバターを塗ったもの」は捕獲率が高いようです。

☆設置箇所の周りがある食べ物よりも魅力的なものを用意しましょう。

☆餌は、箱わなの中の踏み板より奥に入れてください。

～捕獲実績～

キャラメル味のスナック菓子、ドーナッツ、揚げパン、バナナ、ぶどう、トウモロコシ、ラッカセイなど

(3) 箱わな設置後の対応

設置後は、原則として毎朝1回の見回りを行ってください。

【アライグマが捕獲された場合】

職員が回収に伺いますので、箱わなを借りた課（下記連絡先参照）にお電話ください。

□環境課（生活環境被害）：☎43-8234

□農業政策課（農業被害）：☎44-0729

- ・ 閉庁日（土日、祝祭日、年末年始 12/29～1/3）は電話受付、回収できません。
- ・ 箱わなの土や泥等の異物をできる限り落としていただけると大変助かります。
- ・ 処分場の日程等の関係で、回収日当日に再度箱わなを貸し出しできない場合があります。

【アライグマ以外が捕獲された場合】

速やかに放獣してください。

※茨城県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲を行っているアライグマを除き、多くの野生鳥獣の捕獲には鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が必要です。アライグマと似た被害をもたらす鳥獣（ハクビシ
ン等）の仕業の可能性もある場合は、箱わなの借用に併せて捕獲許可の申請を推奨しています。但し、許可を受けて捕獲した鳥獣は、申請者が責任をもって殺処分し、可燃ごみとして出してください。

関連法令等

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）
- 茨城県アライグマ防除実施計画
- 下妻市有害鳥獣捕獲許可事務実施要領